

国

保

だより

## 高額な診療を受ける皆さんへ/『限度額適用認定証』等を申請しましょう。

医療機関に入院または、高額な外来診療を受ける時に『限度額適用認定証』、『限度額適用・標準負担額減額認定証』（以下「認定証」）を保険証と一緒に提示すると、医療機関の窓口で支払う1か月の医療費(保険適用分)が限度額までとなります。限度額は、年齢や所得区分により異なりますので、あらかじめ高齢者・保険課で認定証の交付手続きが必要です。

認定証の有効期限は毎年7月31日となっています。引き続き必要な場合は、更新手続きをしてください。

(注)国保税を滞納していると、認定証の交付が受けられない場合があります。

### 市民税非課税世帯の方の入院時の食事代の減額について

市民税非課税世帯の方は、事前に申請し交付された「認定証」を医療機関の窓口で提示することで、入院中の食事代が減額されます。過去12か月の入院日数の合計が91日以上になった場合は、申請をすることで食事代が更に減額されます。該当される場合は早めにご申請ください。

### 第三者行為による保険診療は、届け出が必要です

交通事故など、第三者による行為が原因でけがや病気になった時の医療費は、原則として加害者が負担するべきものですが、届出によって国民健康保険（以下「国保」）の被保険者証を使用して、医療を受けることができます。その際には必ず高齢者・保険課の窓口で「第三者行為による傷病届」を提出してください。

この場合の医療費は、一旦、国保で支払いますが、後日、国保から加害者へ医療費の請求を行いますので、まずは国保の窓口にご連絡ください。国保への届出の前に示談を済ませると、示談後は国保が使えないので、必ず示談をする前に届出をしてください。

詳細につきましては、医療保険・年金係までお問い合わせください。

### 倒産・解雇などによる離職(特定受給資格者)や雇止めなどによる離職(特定理由離職者)によって国保へ加入された方には国保税の軽減制度について

会社の倒産、解雇、雇止め等の理由で離職され、茅野市国民健康保険(以下「国保」)へ加入された方は申告いただくことにより国民健康保険税(以下「国保税」)が軽減される場合があります。

次の要件に該当する方は、雇用保険受給資格者証をお持ちのうえ、税務課または高齢者・保険課で申告をしてください。

#### ○軽減の対象となる要件

平成22年3月31日以降に離職し、雇用保険の(1)特定受給資格者、または(2)特定理由離職者として求職者給付(基本手当等)を受ける方で、ハローワークより発行された受給資格者証の離職理由が次の表の番号に該当する方。

離職理由	(1)特定受給資格者 (倒産・解雇などによる離職)	(2)特定理由離職者 (雇止めなどによる離職)
受給資格者証の 離職理由番号	11、12、21、22、31、32	23、33、34

※高年齢受給資格者および特例受給資格者の方は対象となりません。

### 一部負担金の減免及び徴収猶予、国民健康保険税の減免制度について

災害により死亡または家屋に重大な損害を受けたときや失業等、特別な理由により生活が著しく困難になった場合、申請により、医療機関へ支払う一部負担金の減免や徴収猶予する制度、また国民健康保険税の減免の制度がありますのでご相談ください。

問い合わせ 税務課 諸税係 (内線179)

高齢者・保険課 医療保険・年金係 (内線325)